

# 平成29年度開発建設部コンプライアンス報告書

沖縄総合事務局開発建設部

平成30年7月

平成29年3月29日に策定した「平成29年度沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進計画」の取り組み等の実施状況を、以下のとおり報告致します。

## 平成29年度開発建設部コンプライアンス推進計画

### 1. コンプライアンス推進体制

#### <推進計画>

(1) コンプライアンス推進本部等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

平成25年3月25日付け設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と推進本部の決定により平成25年4月22日付け設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進室」によりコンプライアンスの推進及び内部統制の強化を平成29年度も継続して実施する。

#### ○実施状況

・「開発建設部コンプライアンス推進本部会議」を4回開催した。また、「開発建設部コンプライアンス推進室会議」を3回開催し、「開発建設部・事務所コンプライアンス推進室会議」を2回開催し、コンプライアンスの推進と内部統制の強化を図った。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

外部有識者で構成される「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス・アドバイザー委員会」において、推進計画等の策定に向けた意見、提言を伺い、引き続き取り組み等に反映していく。

#### ○実施状況

・「コンプライアンス・アドバイザー委員会」を平成29年11月29日と平成30年3月19日の2回開催し、委員からの意見・提言等を反映し、「平成30年度開発建設部コンプライアンス推進計画」を策定した。

(3) 事務所における体制の構築・連携及び強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

各事務所内に設置された、コンプライアンス推進責任者を補佐するための「コンプライアンス推進室」は、事務所におけるコンプライアンスの強化を効率的・効果的かつ自立的に推進するため、各事務所間で情報共有を行い、取り組みの連携を図る。

○実施状況

・「飲酒運転防止セミナー」及び「入札談合等関与行為防止法に関する研修会」を北部地区3事務所において開催した。また、南部地区2事務所においては、合同で「飲酒運転防止セミナー」を開催しており、各事務所間で情報共有を行い、取り組みの連携を図った。

(4) 本局と事務所との連携の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

開発建設部コンプライアンス推進室と各事務所コンプライアンス推進室は、年2回以上合同で会議を開催して情報共有を図り、連携してコンプライアンス推進を図る。

なお、1回目は4月中に開催し平成29年度コンプライアンス推進計画の周知・徹底を図り、早期の計画実施に取り組む。

○実施状況

・「開発建設部・事務所コンプライアンス推進室会議」を2回開催し、情報共有を図った。また、第1回を4月28日に開催し、コンプライアンス推進計画の周知・早期の取り組みの徹底を図った。

・第2回を12月18日に開催し、「推進計画のフォローアップ確認、計画の推進」を図った。

2. コンプライアンス指導体制の構築

(1) コンプライアンス指導員の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

コンプライアンス指導員研修を開催し、コンプライアンスに関する知識と管理能力の向上に取り組むと共に、管理職職員の交流を通し、風通しの良い健全な組織風土の構築を推進する。

○実施状況

・全ての管理職職員を対象とした「コンプライアンス指導員研修」を実施し、管理職職員85名が受講した。

【(H29.6.16),(H29.6.26),(H29.6.29),(H29.7.11),(H29.11.6)】5回開催。

(2) コンプライアンスインストラクターの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

①コンプライアンスインストラクター養成研修により認定したインストラクターのスキルアップと、新規のインストラクター養成のための講習会を実施する。

②インストラクター育成の一環として、各事務所等におけるコンプライアンスミーティング等の開催において、インストラクターを積極的に活用する。

#### ○実施状況

- ・平成29年10月26日に「コンプライアンス・インストラクター養成研修」を実施した。
- ・事務所副所長、総務課長等に加え、次世代を支える本局課長補佐等25名が受講した。
- ・国土交通大学校主催による「コンプライアンス指導者養成研修」に1名派遣し、また、九州地方整備局主催の「平成29年度コンプライアンス・インストラクター研修」に1名派遣した。
- ・本局管理課、北部ダム統合管理事務所等において、インストラクターによるコンプライアンス・ミーティング等を実施した。

### 3. 職員の意識改革に向けた取組

#### (1) 推進本部長等によるコンプライアンス意識の高揚・・・・・・・・・・【継続】

- ①推進本部長（次長）から全職員に対して、綱紀の厳正な保持や法令遵守に関するメッセージを送付し、コンプライアンス意識の高揚を図る。（毎月一回、全職員のパソコン画面にメッセージを表示すると共に、併せてメール配信を行う）
- ②推進本部長等本部職員から本局幹部会、事務所長会議等において、随時、綱紀の保持や倫理規程に関する訓辞を行い、職員のコンプライアンス意識高揚を図る。

#### ○実施状況

- ・毎月1回、パソコン画面に推進本部長から「コンプライアンスメッセージ」を発信・表示した。また、更なる周知徹底を図るため、併せてメールによる配信も行った。
- ・本局朝会や事務所長会議等において、推進本部員よりコンプライアンスに関する訓辞等を行った。

#### (2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実化・・・・・・・・・・【継続】

- ①開発建設部で実施する研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを採り入れて実施する。
- ②職員に対してより専門的な知識を付与し、職員の遵法意識を高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施する。
- ③官公庁等の職員によるコンプライアンス不祥事事例集を作成し、研修や講習会等において活用する。

#### ○実施状況

- ・開発建設部で実施している研修は無かったが、「コンプライアンス指導員研修」

や「コンプライアンス・インストラクター養成研修」を実施した。【再掲】

・北部地区3事務所主催「飲酒運転防止セミナー」及び「入札談合等関与行為防止法に関する研修会」を開催した。【再掲】

・南部地区2事務所主催「飲酒運転防止セミナー」を開催した。【再掲】

・「開発建設部不当要求防止責任者講習会」を開催した。(H29.8.30)

・外部講師による「開発建設部コンプライアンス講習会」(ハラスメント防止対策等)を開催した。(H30.1.29)

・不祥事事例を随時、情報を事務所等へ発信した。また、発信した情報は不祥事事例集として作成し、研修等で活用した。

(3) コンプライアンス・ミーティングの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

①職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、本局各課・各事務所の所属毎にコンプライアンス・ミーティングを年2回以上実施する。

②ミーティングテーマは、本局推進室から参考となるテーマ一覧を提供し、この中から各部署の実情に合わせ、職員が関心の高いテーマを選定して意見交換を行い、意識の向上を図る。

また、本局各課・各事務所において選定したテーマにより実施し、職員一人一人が理解を深めるようにする。

○実施状況

・本局推進室より参考となるテーマ一覧を提供し、各部署の実情にあったテーマを選定し、第1回ミーティングを実施した。また、第2回のミーティングについては、「発注者綱紀保持規程セルフチェックシート」を基に実施した。

なお、第1回ミーティングについては、期間業務職員についても、テーマを選定し、実施した。

・第1回ミーティング(職員)(H29.6~9月)

(本局:158名、事務所:192名 計350名)

・第1回ミーティング(期間業務職員)(H29.6~9月)

(本局:72名、事務所:109名 計181名)

・第2回ミーティング(H29.12~H30.3月)

(本局:159名、事務所:196名 計355名)

(4) 各職場におけるリスク回避等マニュアルの機能検証とリスク対応の共有を図る体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

①各職場に配布・展開した「リスク回避等マニュアル」(各職場で作成し集約)を

活用して随時リスク点検を実施し、点検結果に基づき必要な対応改善を行うと共に、必要に応じて新規リスクを追加等し、マニュアルの更新等を行う。

②更新等を行ったマニュアルは、コンプライアンス推進室で集約・整理して各職場へ再度水平展開・共有し、各職場で更に活用する体制を構築する。

③各職場におけるリスク点検の実施、及び点検結果に基づく必要な対応改善状況を確認するため、セルフチェックシート等による自己点検を第3四半期末に実施する。また、監査官が実施する一般監査等においても、監査項目に組み込み確認する。

○実施状況

- ・各職場において、「リスク回避等マニュアル」のリスク点検を実施し、必要な対応改善を行い、マニュアルの更新を行った。
- ・更新等を行ったマニュアルを集約・整理して、各職場へ再度水平展開・共有し、各職場で活用する体制を構築した。
- ・セルフチェックシート等による自己点検を2月末までに実施した。また、監査官が実施する一般監査において、監査項目に組み込み確認した。

(5) コンプライアンス情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】  
コンプライアンスに関する最新の事例等の情報を適宜事務所等に提供する他、開発建設部イントラネットに掲載して職員が常時閲覧できるようにするなど、コンプライアンスに関する意識の高揚に向けた取り組みを実施する。

○実施状況

- ・インターネット等で入手した公務員等の不祥事案をメールで情報提供した。  
また、不祥事事例集を作成し、イントラネットに掲載して職員が常時閲覧出来るようにした。

(6) 発注者綱紀保持マニュアルの周知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】  
①「開発建設部発注者綱紀保持規程、同マニュアル」について、マニュアルのコンパクト版を利用した学習会やコンプライアンス・ミーティング等を通して職員に周知する。なお、4月中に新規採用者等に対して、発注者綱紀保持規程等の周知を図り、コンプライアンスに関する意識を認識させる。  
②各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取り組みの参考とするためのアンケート調査を実施する。

○実施状況

- ・「発注者綱紀保持規程及び同マニュアルのコンパクト版（改訂版）」を作成・全職

員へ配布し、周知を図った。

・コンプライアンス・ミーティングにおいて、開発建設部発注者綱紀保持規程・同マニュアルを活用し、周知した。

・「コンプライアンス指導員研修」で管理職員に規程及び同マニュアルについて説明し、所属職員への周知徹底を図った。

・新規採用者等に対して、規程等の周知を図り、意識を認識させた。

・本局各課（室）・事務所職員に対し、発注者綱紀保持規程等の認知度に関するアンケートを実施した。（H29.9月までに実施：357名回答）

・発注者綱紀保持規程等の認知度を確保するためコンプライアンス・ミーティング時に認知度調査を実施した。

（7）コンプライアンス通報窓口の周知と適正な運用・・・・・・・・・・【継続】

①コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

②また、通報があった場合には、「職員による内部通報制度の事務処理フロー」等に基づき、適正な運用を図るよう、的確な対応を行う。

○実施状況

・コンプライアンス指導員研修において、周知し、通報しやすいものとするよう取り組んだ。【再掲】

・第2回コンプライアンス・ミーティングにおいて、セルフチェックの項目に「通報窓口」を組み込み実施した。また、発注者綱紀保持規程の説明を行い、通報しやすいものとするよう取り組んだ。

（8）ハラスメント防止対策等・・・・・・・・・・【新規】

①不祥事が発生した場合など、必要に応じて、メール等において、職員への周知及び注意喚起を行う。

②セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを防止するため、各職場において、セクハラ等防止対策のリーフレットを配布し、十分な説明を行う。また、年度当初、各セクハラ相談員に対し、責任をもって相談に対応するよう指導を徹底する。

③国家公務員セクシュアル・ハラスメント週間において、職員に対して防止対策や相談窓口、相談員等について、十分に周知する。

④パワー・ハラスメントを防止するため、人事院が作成した「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」を各職場へ配布し、浸透を図る。また、研修等において、職

員への啓発の取り組みを図る。

○実施状況

- ・インターネット等で入手した公務員等の不祥事案をメールで情報提供した。【再掲】
- ・「開発建設部コンプライアンス関係ルールブック（改訂版）」を配布し、指導員研修において説明を行い、かつ、職員への啓発の取り組みを図った。また、年度当初に相談員に対し、適切に対応するよう指導を徹底した。
- ・コンプライアンス講習会（ハラスメント防止対策等）を開催し、ハラスメント防止対策等について、職員への意識向上を図った。
- ・12月のセクシュアル・ハラスメント週間において、職員に対して防止対策や相談窓口等について周知した。

4. 入札契約のプロセスの見直し及び情報管理の徹底等

(1) 不正が発生しにくい入札契約プロセスの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

- ①一部工事において、入札書と技術提案書の同時提出により、技術評価点漏洩の防止を図る。
- ②入札・契約手続運営委員会、建設コンサルタント選定委員会及び技術審査会等で使用した資料は、会議終了後に即時回収することを徹底し、情報漏洩防止を図る。
- ③各種委員会で使用する資料は、「業者名のマスキングの徹底」により、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報漏洩防止を図る。
- ④「入札契約手続きの役割分担の明確化」により、情報を知る機会と知る者を限定し、情報漏洩防止を図る。

○実施状況

「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」に基づき実施した。

(2) 情報管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

- ①予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。
- ②機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報漏洩防止を図る。
- ③「情報セキュリティ教育（内閣府）」、「セキュリティ講習会」において情報取扱の周知を行い、情報漏洩防止を図る。

○実施状況

- ・「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」に基づき実施した。【再掲】
- ・「情報セキュリティ教育（内閣府）」（H29.8.4～31）に実施し、全員受講した。  
また、「セキュリティ講習会」（H29.5.10～15、9.6 及び 9.11）に実施し、154 名が受講、情報漏洩防止を図った。

(3) 談合業者に対する違約金加算対象の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】  
談合等不正行為があった場合の違約金加算（10%に5%を加算）の対象者を、談合の首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者まで拡大する対策については、継続して実施する。

○実施状況

談合等不正行為のあった場合の首謀者等に対する違約金の引き上げについては、平成29年度においても改正された工事請負契約書を用いて契約を締結している。

5. 事務所毎の応札状況の透明化・情報公開の強化

事務所ごとに年間を通じた応札状況について、ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

○実施状況

事務所ごとの平均落札率、業者別年間受注額及び受注割合をホームページで公表し、応札状況の透明化・情報公開を行った。

6. 発注者綱紀保持の徹底

(1) 事業者等との適切な関係の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】  
①業界団体を通して事業者等に対し、当部の推進計画に基づく取り組みを各機会を通じて説明する。また、受注業者に対しては、発注者綱紀保持等の取り組みに対する協力依頼文書を契約時に配布する。  
②事業者等に対し、一般競争参加資格認定時の機会等に、発注者綱紀保持のパンフレットを配布して発注者の取り組みを周知徹底する。  
③コンプライアンス推進計画、推進計画に基づく取り組み、及び発注者綱紀保持のパンフレットをホームページに掲載し、事業者等への周知を図る。

○実施状況

- ・各業界団体との意見交換会等での次長、開発建設部長の挨拶時にコンプライアンス

スに関する取組を取り入れて説明、また、受注業者に対しては、契約書交付時に「協力依頼文書」を同封した。

- ・受注業者へ契約書交付時及び一般競争参加資格の認定時の機会等に発注者綱紀保持のパンフレットを同封した。
- ・開発建設部ホームページに「コンプライアンスの取組み」をバナーで掲載している。

(2) 応接場所等の可視化・・【継続】

- ①事業者等との応接については、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により行うことを職員に周知徹底する。
- ②事務所の副所長室の相部屋化、大部屋化は副所長のいる全事務所において平成26年度において実施済みであるため、これを維持し事業者との応接の可視化を進める。

○実施状況

- ・事業者等との応接等の可視化については、これまでの措置を維持・継続中。

(3) 外部からの不当な働きかけへの適切な対応の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【継続】

職員は、事業者等又は沖縄総合事務局開発建設部以外の内閣府職員若しくは他省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、毅然と対応するとともに、沖縄総合事務局開発建設部発注者綱紀保持規程第12条の規定に基づく対応を執るよう周知徹底を図る。

○実施状況

- ・平成29年度において、不当な働きかけに該当すると思料される事案はなかった。
- ・「開発建設部・事務所コンプライアンス推進室会議（第1回）」、「コンプライアンス指導員研修」及び「コンプライアンス・ミーティング」において、説明及び周知徹底を図った。

7. 内部監査の実施

全事務所を対象に、幹部職員のコンプライアンス取り組み状況や、事務所全体の取り組み状況及び入札関係文書の管理等を監査事項とした内部監査を実施する。【継続】

○実施状況

主任監査官等が、全事務所を対象に、コンプライアンス推進計画における取り組み状況等についての内部監査を実施した。